

許可証

令和8年（2026年）6月10日

北海道知事 鈴木 直道



宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第14条第2項（第16条第3項において準用する場合を含む。）
第33条第2項（第35条第3項において準用する場合を含む。） }

の規定により、下記の条件を付して許可する。

1 工事をする土地及び地番	北海道富良野市字山部1902番2
2 工事主住所氏名	北海道富良野市字学田三区 北清ふらの株式会社 日高淑
3 許可番号	都計第 198 号
4 許可対象行為	宅地造成 ・ 特定盛土等 ・ 土石の堆積
5 許可期間	(自) 許可日から
	(至) 令和13年（2031年）3月31日
6 条件	別紙による

教示

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えををすることができなくなります。





一 般 条 件

1. 許可内容に変更が生じた場合は、変更工事を行う前に許可権者の指示を受け、変更の許可申請を行うこと。
2. 工事中において、大雨警報等により災害が発生すると予想される場合は、災害防止のための措置をとること。なお、災害が発生したときは、すみやかにその状況と措置した内容について許可権者に報告すること。
3. 申請区域の外郭境界を明示し、隣接地に支障ないよう工事を行うこと。